

# 一般社団法人アカデミーキャンプ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アカデミーキャンプと称し、英文では Academy Camp と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市石川 4-14-22 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響により、屋外でのびのびと過ごす機会を奪われている地域の子どもたちに、雄大な自然とふれあい、かつ、さまざまな最先端の科学技術や、スポーツ、アート等を体験できる機会を提供することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 原子力災害により被災した子どもたちを放射線の影響が少ない地域に招待し、科学技術・スポーツ・アート等を体験できる保養プログラム「アカデミーキャンプ」の開催
- (2) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(会員の資格)

第7条 正会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の運営に協力する個人とする。

2 賛助会員は、当法人の目的に賛同した個人、もしくは団体とする。

(入退会)

第8条 当法人へ入会しようとする個人または団体は、書面もしくは電磁的記録をもって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、いつでも退会できる。ただし、事前に理事会に書面もしくは電磁的記録をもってその旨を届けなければならない。

(会費)

第9条 当法人の会費は無料とする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第12条第8項に定める総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 第8条第2項及び第10条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

### 第3章 総会

(総会)

第12条 総会は、正会員をもって構成し、総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

- 2 総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に定時総会を開催するほか、代表理事が必要と認めたときに、理事会の決議に基づき開催する。
- 3 総会は、議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。
- 4 総会に出席できない正会員は、総会の議長または他に出席する正会員にその権限を委任することができる。この場合、当該正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議長は、代表理事が務める。
- 6 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決するものとする。
- 7 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 理事および監事の選任および解任
  - (2) 各事業年度の決算報告
  - (3) その他法令で定められた事項および理事会において総会に付議した事項
- 8 上記第6項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 当法人の解散
  - (3) 会員の除名
  - (4) その他法令で定められた事項

## 第4章 役員

(役員)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

理事3名以上

監事1名以上

2 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から1名定める。

4 事務局長を、理事会の決議によって理事の中から1名定める。

5 事務局長をもって、一般法人法上の業務執行理事とし、代表理事を補佐し、代表理事不在時においてその職務を代行する。

6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員の任期)

第14条 理事の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

3 理事および監事は後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員の解任)

第15条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除)

第16条 当法人は役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度して免除することができる。

(役員報酬)

第17条 役員報酬は、総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会等

(理事会)

第18条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の職務)

第19条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人への入会申し込みの承認

(2) 当法人の業務執行の決定

(3) 代表理事の選定および解職

(4) 理事の職務の執行の監督

- (5) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (6) 総会の日時、場所および議事に付すべき事項の決定
- (7) その他代表理事が必要と認めた事項についての議決

(開催)

第20条 理事会は、代表理事が必要と認めるときに開催する。

(招集)

第21条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会を招集するには、会日より7日前までに各理事および監事に対して、書面又は電磁的方法で、その通知を発するものとする。

(議長)

第22条 理事会の議長は、代表理事がこれを行う。

(議決)

第23条 理事会の議事は、理事の過半数をもってこれを決する。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第6章 事務局

(設置等)

第25条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の重要な職員は、事務局長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が理事会の承認を得て決定する。

(業務の委託等)

第26条 理事会は、前条に定める業務の一部を、第三者に委託し又は請け負わせて執行することができる。

## 第7章 会計

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金)

第28条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画および収支予算)

第29条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第30条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が「事業報告書」と「決算報告書」を作成する。

2 前項の書類については、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出する。

3 総会において代表理事は、「事業報告書」の報告をし、「決算報告書」についての承認を受けなければならない。

## 第8章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第31条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 雑則

(規定等)

第32条 本定款に定めるもののほか当法人の運営上必要な事項は、一般法人法その他の法令従い、理事会の決議により代表理事が別に定めるものとする。

(残余財産の帰属等)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 附則

第1条 本定款は、当法人成立の日から施行する。

第2条 当法人の設立時社員は、次に掲げる者とする。

(住所) ～個人情報のため非公開～

齊藤 賢爾

(住所) ～個人情報のため非公開～

緒方 大輔

(住所) ～個人情報のため非公開～

黒澤 伸一郎

第3条 当法人の設立時理事、監事および代表理事は、次に掲げる者とする。

(1) 設立時理事 齊藤 賢爾

同 南 政樹

同 緒方 大輔

同 黒澤 伸一郎

同 長尾 彰

(2) 設立時監事 二宮 健郎

(3) 設立時代表理事 斉藤 賢爾

(4) 設立時事務局長 緒方 大輔

第4条 当法人の設立初年度の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成25年10月31日までとする。

以上、一般社団法人アカデミーキャンプを設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

平成24年12月6日

設立時社員 斉藤 賢爾

設立時社員 緒方 大輔

設立時社員 黒澤 伸一郎